

秋田県からのお知らせ

7月22日からの大雨被害の早期復旧に向けた取り組み

7月22日から23日にかけての記録的な大雨により、県内各地で、家屋の浸水、鉄道や道路の損壊、農作物、農業用施設等への被害が発生いたしました。

被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

県としましては、一刻も早い復旧と住民の支援に全力を挙げて取り組んでまいります。

○支援制度・貸付制度のご案内

・秋田県災害見舞金

住宅が床上浸水した世帯などを対象に給付しています。

申請不要です。後日、対象の方には最寄りの県地域振興局から連絡します。

問：総合防災課

☎018 (860) 4563

・住宅リフォーム推進事業

自然災害による被害の復旧工事は、住宅リフォーム推進事業の対象になります。

問：建築住宅課

☎018 (860) 2561

・県税の救済措置

自動車取得税や個人事業税、不動産取得税の減免制度や徴収猶予制度が整備されています。

問：税務課

☎018 (860) 1123

・中小企業災害復旧資金

中小企業者を対象とした融資制度があります。

問：産業政策課

☎018 (860) 2215

・生活福祉資金

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯を対象とした貸付制度があります。

問：秋田県社会福祉協議会

☎018 (864) 2713

・母子父子寡婦福祉資金

20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭などを対象とした貸付制度があります。

問：地域・家庭福祉課

☎018 (860) 1314

○相談窓口のご案内

中小企業等を対象とした特別相談窓口です。

・秋田県企業活性化・雇用緊急対策本部（県産業政策課内）

☎018 (860) 2214

・公益財団法人あきた企業活性化センター

☎018 (860) 5610

※いずれも受付時間は、9:00から17:00

※秋田県企業活性化・雇用緊急対策本部は、8月20日まで土日・祝日も電話相談を受付

支援制度・貸付制度、相談窓口について詳しくは、
県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」でもご案内しています。
URL:<http://www.pref.akita.lg.jp/>
コンテンツ番号：27246